

# 市民まちづくり推進部・上田地域自治センター

## 令和2年度 重点目標

- 1 地域内分権の確立に向けた地域主体の自治の推進
- 2 参加と協働によるまちづくりの推進
- 3 移住・定住・交流によるまちづくりの推進
- 4 多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進
- 5 地域の特性・特色を活かした取組や活動への支援
- 6 人権を尊重し男女が等しく参画する地域社会形成への意識の醸成
- 7 マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付による利便性の向上

重点目標	地域内分権の確立に向けた地域主体の自治の推進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	1位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進			まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(3) 市民満足度を向上させる、人・組織の改革 カ 地域内分権による地域の自治の推進			上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	<p>市民協働による新たな住民自治の創出を目指し、新市発足以降、市の重要施策として取り組んでいる「地域内分権の確立」については、最終工程と位置付ける第4ステージにおいて、地域住民が主体となってまちづくりを進める「住民自治組織」の設立や運営支援に努めるとともに、その活動に対する市の支援策として各地域への地域担当職員の配置や庁内82課所への協働推進員の配置による人的支援及び地域予算（交付金制度）による財政的支援の取組を進めています。</p> <p>「住民自治組織」については、令和2年4月現在で市内9地域に「神川」、「西部」、「神科」、「豊殿」、「城下」、「川辺泉田」、「塩田」、「川西」、「丸子」、「真田」、「武石」の11の住民自治組織が設立されています。各組織においては、組織運営の定着化のための活動や各地域での活動の指針となる「地域まちづくり計画」の策定が進められ、先行する6組織においては、地域まちづくり計画に基づいた活動が本格化してきています。中央地域においては、平成29年12月に地域経営会議（設立準備会組織）が設立され、枠組みについて協議の結果、神川地区単独での設立が承認され、令和元年6月16日に「神川まちづくり委員会」が設立されました。残る中央4地区（南部、中央、北部、東部地区）では、引き続き住民自治組織の枠組みについての協議が進められています。</p> <p>令和2年度は第4ステージの最終年度に当たるため、地域住民の皆様への説明を行いながら、全市域での住民自治組織設立に向けて取り組みます。</p>						
目的・効果	自治基本条例の基本理念を踏まえ、地域住民自らが参加・参画し、地域内の課題を解決できる住民自治の仕組み（住民自治組織）を構築することにより、地域住民と行政の協働による地域自治を確立し、地域が健康で元気なまちを創り上げることで「健（康）幸（福）都市」の実現を目指します。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○住民自治組織の設立促進と組織運営、活動の支援 (1) 中央地域の中央4地区で住民自治組織設立に向けた協議を促進します。 (2) 設立済みの組織に対しては、人的、財政的支援を行い活動の本格化を進めます。	年度末まで	(1) 中央地域の中央4地区では、枠組み協議に取り組みます。 (2) 組織の運営、活動に対して、人的、財政的支援を行います。	(1) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中央4地区全体の枠組み協議は行われませんでした。北部地区で独自の勉強会が3回開催されたため、市からも出席して情報提供を行い、設立に向けた機運が高まりました。 (2) 9地域に1人ずつ配置した地域担当職員を通じて運営への助言等を行いました。また、「地域まちづくり計画」を策定した7組織には新しい算定基準の「活動推進交付金」を交付し、本格的な活動の後押しをしました（計画未策定の4組織には従来の「定着化交付金」を交付）。	(1) 北部地区は単独での設立を目指すことが決まり、中央地域まちづくり検討会において承認を得た後、北部地区部会が4回開催されました。このほか、各地区ごとに計8回の勉強会が開催されました。 (2) 地域担当職員を通じて運営への助言等を行いました。また、「地域まちづくり計画」を策定した7組織には新しい算定基準の「活動推進交付金」を交付し、本格的な活動の後押しをしました（計画未策定の4組織には従来の「定着化交付金」を交付）。		
②	○地域担当職員、協働推進員の機能向上 地域担当職員、協働推進員が市民及び地域コミュニティとの協働の場において円滑に機能できるよう、役割の再確認など機能の向上を目的とした研修等を実施します。	年度末まで	・地域担当職員向けに情報共有会議などの研修を2回以上実施します。 ・協働推進員向けに研修や講演会などを2回以上実施します。	・ 回りました。このほか、随時、職員用ポータルサイトを活用したり、個別に直接訪問したりすることで情報共有に努めました。 ・ 協働推進員に対しては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、資料配布による研修を1回行いました。	・ 行いました。このほか、随時、職員用ポータルサイトを活用したり、個別に直接訪問したりすることで情報共有に努めました。後期は情報発信の頻度を増やしました。 ・ 協働推進員に対しては、資料配布による研修を1回、「地域協働推進研修」を1回行いました。		
③	○地域協議会の今後のあり方の検討 全市的な住民自治組織の設立を見据え、市の附属機関である「地域協議会」のあり方を検討します。	第8期委員の任期中（令和3年度まで）	令和2年度に委嘱する第8期委員に対して、地域協議会の設立経過や住民自治組織との役割の違いなどを説明し、地域協議会のあり方について検討します。	第8期委員の委嘱に当たり、地域協議会の設置経過や住民自治組織との役割の違い等を説明し、それらを踏まえた上で任期中に地域協議会のあり方（上田地域の設置単位の見直し）を検討していただくこととしました。	地域協議会のあり方（上田地域の設置単位の見直し）の検討を進めるに当たり、上田地域の各地域協議会において地域協議会と住民自治組織の役割の違いなどを説明した上で、設置単位の見直し案を提示し、それを叩き台として設置単位の検討を進めていただきました。		
④							
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 合併協定書及び新市建設計画に基づき決定された取組である。			○取組による効果・残された課題 ・ 住民自治組織の設立は引き続き協議を進める。 ・ 既存の一般財源による自治会等を対象とした交付金・補助金の住民自治組織交付金へのメニュー化について、引き続き関係課と協議を進める。			

重点目標	参加と協働によるまちづくりの推進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	2位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第1節 参加と協働による自治の推進			まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 住みたい住みたいと思うまちづくりへの改革 オ 市民と行政との情報共有化の推進 (3) 市民満足度を向上させる、人・組織の改革 カ 地域内分権による地域の自治の推進			上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	<p>上田市の自治の基本原則を定める「自治基本条例」については、5年を超えない期間ごとに見直しを行うことが規定されており、施行から5年目にあたる平成27年度に、上田市自治基本条例検証委員会からの提言を踏まえて、条例の改正を行いました。令和2年度は、前回の見直しから5年目にあたることから、検証委員会を設置し、市民意見を反映した見直しを行います。</p> <p>自治基本条例の内容については職員や市民に広く認知されていない実態があるため、研修会等により職員の理解を深めるほか、市民に対しても様々な機会を捉え、条例の理念の浸透に努める必要があります。</p> <p>また、この条例に掲げる「参加と協働」の理念を具体化していくため、平成26年度に策定した「上田市協働のまちづくり指針」については、策定から5年目にあたる令和元年度に庁内検討委員会において検証し、パブリックコメントを実施して見直しを行いました。この指針に基づき、様々な人や組織それぞれがまちづくりの担い手として協働を進められるよう、地域コミュニティに対する支援や担い手となる意欲ある人材の発掘・育成に取り組む必要があります。</p>						
目的・効果	<p>上田市自治基本条例検証委員会からの提言や「協働のまちづくり指針」を基に、市民参加と協働推進の環境づくり、地域コミュニティの活動支援、さらにまちづくりの担い手となる人材の発掘に取り組むことによって、自治基本条例を実効性あるものにしていきます。</p>						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	<p>○自治基本条例の基本理念「参加と協働」の具体化</p> <p>(1) 令和2年度は前回の改正から5年目にあたることから、自治基本条例を見直します。</p> <p>(2) 基本理念を浸透・周知し、実行性のあるものとするために、条例とまちづくり指針に関する職員研修や市民向けの情報発信を行います。また、協働推進員による周知及び意識共有の向上も合わせて図ります。</p>	年度末まで	<p>(1) 自治基本条例検証委員会や庁内検討会で協議し、見直しを行います。</p> <p>(2) 職員や市民への周知を図る研修会等を開催します。また協働推進員を中心として職員への周知を行い、各課所への基本理念の浸透を図ります。</p>	<p>(1) 自治基本条例検証委員会及び庁内検討会を組織し、委員会を2回開催しました。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、協働推進員研修を資料送付により行うとともに、協働推進員を通じて所属職員へ自治基本条例の理念及びまちづくり指針について周知を図りました。</p>	<p>(1) 自治基本条例検証委員会及び庁内検討会を設置し、6回の委員会開催とパブリックコメント結果を踏まえて、最終提言が提出されました。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、協働推進員研修を前期は資料送付により、後期は「地域協働推進研修」を開催するとともに、協働推進員を通じて所属職員へ自治基本条例の理念及びまちづくり指針について周知を図りました。</p>		
②	<p>○まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成</p> <p>(1) 住民自治組織の担い手の発掘・育成を目的とした地域づくり人材育成講座を実施します。</p>	8月から12月（予定）	<p>(1) 住民自治組織へのアンケート結果を踏まえ、テーマを選定し講座を開講します。</p>	<p>(1) アンケート結果からテーマを「子育て・教育分野」とし、内容の検討に着手するところでしたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、今年度の講座開催の可否について受託者（長野大学）と協議を行っています。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンラインなど開催方法も含めて可能性を模索したが、受託者（長野大学）と協議のうえ中止としました。</p>		
③	<p>○市から依頼する委員、事業の見直し</p> <p>(1) 自治会の更なる負担軽減を図るため、委員の削減などに向け検討を行います。</p>	年度末まで	<p>(1) 各種委員、事業について協働推進員を通じて関係各課と協議を行います。</p>	<p>(1) 関係課との協議について、前期は未実施のため、後期に向けて準備を行います。</p>	<p>(1) 自治会や地区自治会連合会に選出を依頼する役員について、委員数の削減や選出区分の見直しに向けた協議を関係課と行いました。</p>		
④	<p>○住民主体のまちづくり活動への支援</p> <p>(1) 活力あるまちづくり支援金による支援（令和2年度新規事業）</p> <p>(2) わがまち魅力アップ応援事業補助金による支援（継続事業のみ令和5年度まで）</p> <p>(3) 市民活動団体の住民自治組織への参画を支援します。</p>	年度末まで	<p>(1) 住民自治組織では対応困難な全市にまたがる活動を支援します。</p> <p>(2) 補助期間終了後も事業を継続できるように、住民自治組織へ参画等を支援します。</p> <p>(3) 住民自治組織について情報提供を行い、参画を支援します。</p>	<p>(1) 新設した「活力あるまちづくり支援金」の募集を2回行い、採択となった2件の事業を支援しました。</p> <p>(2) 「わがまち魅力アップ応援事業補助金」に採択となった60件の事業を支援するとともに、補助期間終了予定の団体に対して、住民自治組織に関する情報を提供し、組織への参画を促しました。</p> <p>(3) まちづくり活動について相談のあった市民活動団体に対し、事業内容に応じて各種助成制度をはじめ、住民自治組織に関する情報を提供しました。</p>	<p>(1) R2事業の募集を3回行い（問い合わせ34件）、採択となった2件の事業を支援しました。また新年度に向け、R3事業の募集も行いました。</p> <p>(2) 採択となった事業のうち、コロナの影響により取下げとなった事業を除く43件の事業を支援しました。また、補助期間終了後を見据え、団体へ住民自治組織に関する情報を提供し、組織への参画を促しました。</p> <p>(3) 事業内容に応じて、市や県の補助制度のほか、住民自治組織の情報を提供し、地域担当職員へ連絡しました。</p>		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

重点目標	移住・定住・交流によるまちづくりの推進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	3位
総合計画における 位置付け	第6編 文化・交流・連携 第2章 交流・連携、移住・定住促進による活力ある都市づくり 第1節 上田の魅力発信、選ばれる都市づくり			まち・ひと・しごと創生総合 戦略における位置付け	戦略2 結婚・子育てしたい戦略 施策体系 ①結婚につながる出会いの応援 戦略3 訪れたい・住みたいうえだ戦略 施策体系 ②移住相談、受入体制のワストップ化促進 ③移住、二地域居住を促進する施策の推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 住みたい住み続けたいと思うまちづくりへの改革 ア 移住・定住・交流人口を増やす体制の確立 (2) 支える財政基盤の改革 ア 歳入の確保			上田再構築プラン「7 つの挑戦」における位 置付け	3 働く喜びにあふれ、産業がいきいき発展するまちづくり 7 交流の推進、文化・芸術の再興、未来へ伝えるまちづくり		
現況・ 課題	①移住定住事業が全国的に展開されている中、上田市の魅力と仕事や住まいなど移住に関する情報をさらに積極的に発信する必要があります。また、空き家の有効活用を通じた移住定住促進は地域の活性化にもつながることから、さらに「空き家情報バンク制度」活用の推進が必要です。 ②生涯未婚率の増加や出生数の減少は、進行する人口減少、少子高齢化の要因の一つです。また、誰もが住みやすい環境のまちづくりを進める地域の担い手が、地域内のコミュニケーションの希薄化により不足していく可能性があります。 ③寄附金制度を活用した財源確保の手法としてふるさと寄附への取組が全国で激化しています。制度の趣旨に沿った地域資源の活用により地域の活性化を図るとともに、寄附金の獲得に向けた魅力的な返礼品の充実とスムーズな運用を行うシステムの構築が必要です。						
目的・ 効果	①移住セミナーへの参加や移住相談会・移住体験ツアーを実施することで、人口の社会増を目指します。また空き家情報バンク制度への登録物件の充実と空き家減少のため、関係所属と連携しながら、積極的な情報収集と広報PR活動等の展開により地域の活性化につなげます。 ②上田市結婚支援ネットワーク実行委員会を中心に、独身者やその親の結婚に対する意識の醸成と、相談員のスキルアップのためのセミナー等を開催し、独身者の結婚を支援します。また、同世代、異世代の市民交流の推進をし、地域力の維持向上を目指します。 ③上田市の魅力を発信し市外からの応援者を広く獲得することにより財源を確保し、施策の実現と地域経済の活性化を図ります。						
取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）			
① ○移住・定住の推進 (1) 移住セミナーへの参加、移住相談会の開催 (2) 移住体験ツアーの実施 (3) 空き家の利活用の推進 (4) 地域おこし協力隊員の定住支援	(1) 4月～3月 (2) 4月～3月 (3) 4月～3月 (4) 4月～3月	(1) 24回以上参加開催 (2) 2回以上実施 (3) 空き家バンクの物件及び利用者登録100件以上 (4) 任期満了後の定住	(1) コロナ禍のため、オンラインでの開催に変更 セミナー参加1回、相談会開催4回 (2) コロナ禍のため、未実施 (3) 空き家バンク物件登録 14件 利用者登録 90件 上半期成約件数 9件 (4) 今年度任期満了の3人が起業し、定住	(1) コロナ禍のため、オンラインでの開催に変更 セミナー参加8回、セミナー・相談会開催16回 計24回開催 (2) オンライン方式に変更して開催 4回 (3) 空き家バンク物件登録 30件 利用者登録 177件 計 207件登録 成約件数 20件 (4) 今年度任期満了の3人が起業し、定住			
② ○縁づくり及び市民交流の推進 (1) 結婚につながる縁づくりの推進 (2) 同世代、異世代、移住者等の交流促進	(1) 4月～3月 (2) 4月～3月	(1) 婚活セミナー等4回以上開催 定住自立圏での婚活セミナー 等1回以上開催 (2) 各地域の現状把握 移住者交流会1回以上開催	(1) 39歳以下セミナー男女別で2回開催（参加者15名） 下半期にその他婚活セミナー4回、 定住自立圏婚活セミナー1回を開催予定 (2) 同世代、異世代交流について市内全11住民自治組織 担当者から聞き取りを行い、現状把握と意見集約の実施 移住者について下半期に交流会を開催予定	(1) 39歳以下、40歳以上セミナー、交流会7回開催 親向け、結婚相談員向けセミナー2回開催 計 9回開催 定住自立圏婚活セミナー1回開催 (2) 同世代、異世代交流について市内全11住民自治組織 担当者から聞き取りを行い、現状把握と意見集約の実施 移住者交流会は12月に計画するもコロナ禍のため中止			
③ ○ふるさと納税制度の推進 (1) 魅力ある返礼品の開発と、きめ細かな情報の発信 (2) ふるさと寄附金業務代行の速やかな導入と運用	(1) 4月～3月 (2) 4月～3月	(1) 返礼品30品の増 2社以上のポータルサイトを 新規追加 (2) 9月までに導入でき、スム ーズな運用ができる	(1) 新規返礼品91品追加 ポータルサイトについては、下半期に2社（ANA、 auPAY）導入予定 (2) 9月までに業者を決定し、引継ぎ完了  R2.9月末 寄附件数：10,641件、寄附金額：142,706,825円	(1) 新規返礼品91品追加 ポータルサイトをR2.12月に2社（ANA、auPAY）導入済 (2) 9月までに委託業者を決定し、10月以降スムーズに移行 したことにより、過去最高の寄附額を受領できた  R3.3月末 寄附件数：24,679件、寄附金額：455,068,122円			
特記事項 ○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 ①首都圏等の移住を希望する者に対し、暮らしやすい上田市の魅力を分かりやすく紹介するとともにきめ細やかな支援を行えるよう計画します。 ②縁づくり及び市民交流の推進では、市民ニーズにあった方法を検討し計画を進めます。 ③上田市への寄附の増加を図るため、寄附者にとって魅力的な返礼品と取り扱うポータルサイトを準備します。	○取組による効果・残された課題 ①オンラインによる事業の導入等世相に合わせた取り組みにより、間口を広げることができた。さらに移住希望者で興味を持ちそうな情報発信に取り組む必要がある。 ②市民と外部の交流者、移住者、との交流のあり方を考え、地域間交流の推進を検討する必要がある。 ③新しい返礼品の開発等、継続し魅力的な情報発信に取り組む必要がある。						

重点目標	多文化共生のまちづくりの推進と外国籍市民の社会参加支援の促進			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	4位
総合計画における 位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第3節 外国籍市民の自立と社会参加による多文化共生社会の実現			まち・ひと・しごと創生総合 戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1) 住みたい住みたいと思うまちづくりへの改革 イ 多様な主体が市政に参画・協働する制度づくり (2) 支える財政基盤の改革 エ 受益と負担のあり方の見直し			上田再構築プラン「7 つの挑戦」における位 置付け			
現況・ 課題	上田市の外国籍市民数は、令和2年1月1日現在4,042人で、県内で松本市に次いで多い自治体です。現在、外国籍市民は定住化傾向であり、子育て・教育・健康・住居・就労等、生活者としてさまざまな課題が生じており、高齢化問題も徐々に出てきています。また、入管法の改正により、今後外国籍市民が増えることが予想されます。外国籍市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に住み続けることになる外国籍の子どもたちは、日本人と共に将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取り組みが必要です。						
目的・ 効果	少子高齢化・人口減少の進行により、将来にわたって社会・経済活動を持続的に発展させていくためには、労働者としての側面ばかりでなく、生活者として外国籍市民が果たす役割は重要なものとなっています。また、日本に定住する外国籍の子どもたちが次世代の担い手として、日本社会において自ら未来を切り開いていける力を養う必要があります（令和元年5月1日現在、外国人児童生徒の小中学校在籍数219人）。同じまちに住む住民として、日本人と外国人がお互いを理解しながら共に生きるまちづくりを進めることによって、双方にとって住みやすく、安心・安全な「まち」がつけられていきます。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限 （いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○「上田市多文化共生推進協会」を核とした多文化共生事業の推進 (1)多文化共生事業を推進するAMU（市民、地域グループ、団体、企業、行政等で構成・連携）の運営を支援するとともに、活動の企画・運営への外国人の参画を促します。 (2)「AMU」の広報・周知を進めます。	通年	(1) 次の企画運営の場を設けます。 ・総会（年1回）、理事会（年2回程度） ・専門部会（交流・学習部会） ・会員交流会（年2回） (2) 公民館・自治会・大学や他組織等と共催・連携して事業を活性化するとともに、AMUの広報・周知を進めていきます。	(1) 次の企画・運営の場を設けました。 ・コロナ禍のため、5月に総会資料を送付し書面決議をしました。 ・理事会を5月に1回開催しました。 ・専門部会（交流、学習）を6月～9月に合同で2回開催しました。 (2) 市民や企業・団体等と連携して、外国籍市民を対象に食糧支援を3回実施し、のべ309人に食料品等を配布しました。 地域雇用推進課と連携して、求職中の外国籍市民を対象とする「日本語セミナー」を5回開催し、のべ36人が学びました。 また、上田高校と連携し、AMU会員が多文化共生について講話を行い、高校生が異文化理解や日本語教育等のテーマについて研究した発表をもとに意見交換を行いました。	(1) 次の企画・運営の場を設けました。 ・理事会を5月に開催後、コロナ禍のため同月に総会資料を送付し、書面決議をしました。 ・専門部会（交流、学習、合同）を8回開催しました。 ・2月に外国籍市民アンケート(500人抽出)を実施しました。 (2) 次のとおり、共催・連携した事業を行いました。 ・市民や企業・団体等と連携し、外国籍市民を対象に食糧支援を3回実施し、のべ309人に食料品等を配布しました。 ・上田薬剤師会から寄付された空間除菌剤を、コロナ禍対策として外国籍市民や関係する店舗に配布しました。 ・地域雇用推進課と連携して求職中の外国籍市民を対象に、「日本語セミナー」を5回開催し、のべ36人が学びました。 ・上田高校と連携し、高校生が異文化理解や日本語教育等のテーマについて研究した発表をもとに、AMU会員と意見交換を行いました。 ・上田女子短期大学とAMU外国籍会員との交流会を実施し、各国の習慣等、身近な話題について小グループで話し合いました。		
②	○多文化共生のまちづくりの市民理解の浸透と自立支援の促進 (1) 市民の理解を深めるため、多文化共生に関するフォーラム等を開催します。 (2) 外国籍市民へ交流の場づくりや災害時の行動における基礎的な知識を伝えていく等さまざまな支援を進めます。 (3) 外国籍市民の自立と社会参加を促すため、交流会や講座を開催します。	通年	(1) 多文化共生のまちづくりに対する市民の理解が深まり、参加・協力が得られるよう、多文化交流フェスタやフォーラム等を開催します（フェスタ、フォーラム、講演会各1回）。 (2) 社会参加を促す交流会、外国籍市民を講師とした講座、及び防災講座等を実施します（交流会2回、講座2～3回程度実施）。	(1) 多文化交流フェスタ等については、コロナ禍のため中止にしました。 (2) 外国籍市民を講師とした「気功教室」を、1月に開催するため準備を進めています。	(1) 多文化交流フェスタやフォーラム等については、コロナ禍のため中止としました。 (2) 外国籍市民を講師とした「気功教室」を1月に開催し29人の参加がありました。 防災講座については、県と連携して開催した日本語教室の中で、「避難所と災害」と「防災メール」について市担当職員から学ぶ機会を設けました。		

③	<p>○日本語教室への支援と次世代(子ども)育成の充実</p> <p>(1) 大人向けの日本語習得を支援している日本語教室の運営を支援します。</p> <p>(2) 外国籍の子ども学習支援者懇談会により、当支援者の横の繋がりをつくと共に、情報交換によるスキルアップを目指します。</p> <p>(3) 外国籍の子どもが自ら未来を切り開いていけるよう学習サポートを学校や地域で行います。</p>	通年	<p>(1) 日本語ネットワークと連携し、大人の外国籍市民への日本語学習支援を充実していきます。</p> <p>(2) 外国籍の子ども学習支援者懇談会を、教育委員会と連携して2回実施します。</p> <p>(3) 外国籍の子どもへの学習支援として、支援ボランティアを小中学校等へ派遣します。また、教育・進学ガイダンスを開催します。</p> <p>昨年引き続き、県と共に「日本語教室」を開講します。また、来年度以降の「日本語教室」継続に向け、企画立案を行います(特に子ども向けの学習言語の教室を中心に)。</p>	<p>(1) 日本語ネットワーク加入の日本語教室の一覧表(チラシ)を多言語で作成し、公民館等へ配布しました。</p> <p>(2) 教育委員会と外国籍の子どもの学習支援者の情報共有や課題解決を目的に、11月に開催する「支援者懇談会」の準備を進めています。</p> <p>(3) 日本語や学習を支援するために、神川小学校、東小学校、北小学校、第一中学校、神川小児童クラブへ市民ボランティアを5人派遣しました。</p> <p>また、教育・進学ガイダンスを県国際化協会と連携して7月に開催予定でしたが、コロナ禍のため中止にしました。</p> <p>県と連携して10月から平日夜間に開催する日本語教室の準備を進めています。</p>	<p>(1) 日本語ネットワーク加入の日本語教室の一覧表を多言語で作成し、公民館等へ配布しました。</p> <p>(2) 外国籍の子ども学習支援者同士の情報共有や課題解決を目的とした懇談会を教育委員会と共に企画しましたが、コロナ禍により延期としました。</p> <p>(3) 外国籍の子ども支援として、以下を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語や学習を支援するために、神川小学校、東小学校、北小学校、第一中学校、神川小児童クラブへ市民ボランティアを5人派遣しました。</li> <li>教育・進学ガイダンスを県国際化協会と連携して開催予定でしたが、コロナ禍のため中止としました</li> <li>県と連携して10月～1月にかけて「みんなの初級日本語教室」を16回実施し、のべ124人が参加しました</li> <li>来年度以降の「みんなの初級日本語教室」継続に向け、企画立案を行いました。</li> </ul>
④	<p>○外国籍市民への情報提供と相談窓口の継続</p> <p>多言語で対応可能な職員を配置し、さまざまな相談に応じるとともに、多言語で情報発信を行います。</p>	通年	<p>(1) 多言語の広報紙を毎月発行し、小中学校や会社等へ発送します。</p> <p>(2) 外国人総合相談窓口を多言語相談ワンストップセンターとして機能させます。また、相談内容に応じて他専門部署と連携していきます。</p> <p>(3) ワンストップセンターで相談にあたる多文化共生専門員は相談員研修会等に参加し、一層のスキルアップの向上を図ります。</p>	<p>(1) ポルトガル語と中国語で毎月広報紙をハローワークや会社等63カ所へ配布しました。</p> <p>(2) 多言語で対応可能な職員3人を窓口配置して、住民登録関係等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し通訳同行による支援を行いました。</p> <p>8言語による特別給付金申請チラシや10言語による新型コロナウイルス感染予防チラシを作成し、61の関係機関や会社等へ配布しました。</p> <p>(3) 東京出入国在留管理局が中心に計画している外国人総合相談窓口連絡会への参加を検討しています。</p>	<p>(1) ポルトガル語と中国語で毎月広報紙をハローワークや会社等63カ所へ配布しました。</p> <p>(2) 多言語で対応可能な職員3人を窓口配置して、住民登録関係等の総合相談を実施しました。必要に応じて他部署と連携し通訳同行による支援を行いました。</p> <p>また、8言語による特別給付金申請チラシや10言語による新型コロナウイルス感染予防チラシを作成し、61の関係機関や会社等へ配布しました。</p> <p>(3) 東京出入国在留管理局が主催する外国人総合相談窓口連絡会へ参加するとともに、国や県等が主催の各種研修会に参加しました。</p>
⑤	<p>○外国人集住都市会議と連携した国等への要望の実施</p> <p>外国人集住都市会議参加の13都市が連携し、自治体単独では解決できない法律や制度上の課題について、国等への要望を検討します。</p>	通年	<p>(1) ブロック会議(年7回程度)のテーマについて会員都市間で協議します。</p> <p>(2) 全体会(年2回程度)、首長会議(国へ年1回要望する会議)に参加します。</p>	<p>(1) (2) オンラインによる幹事会1回、書面やオンラインによる全体会4回実施しました。コロナ禍により首長会議は中止としましたが、国への提言について検討しています。</p>	<p>(1) (2) オンラインによる幹事会1回、書面やオンラインによる全体会を5回実施しました。</p> <p>また、コロナ禍により首長会議は中止としましたが、代替としてwebセミナーを開催し、国への提言書を取りまとめました。</p>
○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題		

重点目標	地域の特性・特色を活かした取組や活動への支援			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	5位
総合計画における位置付け	第1編 自治・協働・行政 市民が主役のまちづくり 第1章 自治の推進による活力ある自立した地域社会の実現 第2節 地域内分権による地域の自治の推進			まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 ひと・地域の輝き戦略 施策体系 地域主体のまちづくりを進める地域内分権推進		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け				上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	各地域では、第二次上田市総合計画に位置付けられた「地域特性と発展の方向性」の実現に向けた地域課題の解決や新たな価値を創造する活動など、自治会や振興会、市民活動団体等による主体的な取組が展開されています。住民自治による「地域の個性や特色を生かした魅力ある地域づくり」を進めるためには、地域コミュニティの活性化や団体間の連携（ネットワーク化）を一層推進し、住民が主体となって自ら「決定」し「実行」する機能を有した組織づくりを進める必要があります。						
目的・効果	市民と行政が地域課題や目的意識を共有し、役割と責任を担い合いながら連携、協力することで、自治基本条例に掲げる参加と協働を具現化し、地域のことは地域で考え、行動する地域づくりを推進することにより、地域内分権確立に向けた機運の醸成を図ります。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくり計画に基づき、「神科まちづくり委員会」「豊殿まちづくり協議会」それぞれの住民自治組織が取り組む事業運営への支援</li> <li>○地域おこし協力隊、わがまち魅力アップ応援事業による地域活動への支援</li> <li>○地域協議会の運営</li> <li>○自治会連合会への支援（豊殿地域自治センター）</li> </ul>	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神科・豊殿の住民自治組織の円滑な事業運営への支援</li> <li>○地域おこし協力隊事業や、わがまち魅力アップ応援事業により、地域振興・活性化活動を支援</li> <li>○神科・豊殿地域協議会の円滑な運営</li> <li>○地区自治会連合会の要望取りまとめ、活動の支援と連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神科まちづくり委員会で役員会2回、5部会延べ14回の開催を支援、豊殿まちづくり協議会で役員会3回、4部会延べ12回の開催を支援しました。</li> <li>○棚田を中心とした地域振興に取組む協力隊員の活動を支援し、わがまち魅力アップ応援事業（継続4件）について、地域の主体的取組みを支援しました。</li> <li>○地域協議会を2回開催し、会議の日程調整、事前の会議資料の送付、協議内容の説明など、円滑な運営を支援しました。</li> <li>○自治会要望や行政懇談会の取りまとめを支援し、自治連の会議に出席して連携を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神科まちづくり委員会で役員会5回、5部会延べ43回の開催を支援、豊殿まちづくり協議会で役員会8回、4部会延べ34回の開催を支援しました。</li> <li>○棚田を中心とした地域振興に取組む協力隊員の活動を支援し、わがまち魅力アップ応援事業（継続6件）について、地域の主体的取組みを支援しました。</li> <li>○地域協議会を6回開催し、会議の日程調整、事前の会議資料の送付、協議内容の説明など、円滑な運営を支援しました。</li> <li>○自治会要望や行政懇談会の取りまとめを支援し、自治連の会議に出席して連携を図りました。</li> </ul>		
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民自治組織「塩田まちづくり協議会」の活動への支援</li> <li>○地域おこし協力隊やわがまち魅力アップ応援事業により地域住民が主体的に取り組む活動を支援</li> <li>○地域協議会の運営支援</li> <li>○自治会連合会の活動支援（塩田地域自治センター）</li> </ul>	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○塩田まちづくり協議会のまちづくり計画に基づいた活動を支援</li> <li>○地域おこし協力隊事業やわがまち魅力アップ応援事業による地域活動への支援</li> <li>○地域協議会事務局として円滑な運営支援</li> <li>○地区自治連の要望取りまとめや連携に協力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○塩田まちづくり協議会の活動について、役員会3回、6部会延べ26回の会議の開催を支援しました。</li> <li>○地域おこし協力隊による地域活動を支援し、わがまち魅力アップ応援事業（継続7件）について、地域の主体的取組みを支援しました。</li> <li>○地域協議会を1回開催し、会議日程の調整、事前の会議内容告知や資料送付など、円滑な運営を支援しました。</li> <li>○自治会連合会の役員会を2回開催し、行政懇談会の要望とりまとめについて支援しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○塩田まちづくり協議会の活動について、役員会9回、各部会57回の会議開催を支援しました。</li> <li>○地域おこし協力隊事業については、塩田産農産物を使った商品開発の取組みに対して支援しました。わがまち魅力アップ応援事業6件により、住民の主体的な取組みを支援しました。</li> <li>○地域協議会については、3回の会議の開催を支援しました。</li> <li>○自治会連合会については、役員会を4回開催し、総会や行政懇談会の要望取りまとめについて支援しました。</li> </ul>		
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民自治組織（川西まちづくり委員会）が取り組む事業への支援</li> <li>○わがまち魅力アップ応援事業や地域おこし協力隊事業により地域住民が主体的に取り組む活動への支援</li> <li>○地区自治会連合会の要望活動の支援</li> <li>○地域協議会の運営支援（川西地域自治センター）</li> </ul>	年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民自治組織の円滑な事業運営への支援</li> <li>○わがまち魅力アップ応援事業や地域おこし協力隊事業による地域活動への支援</li> <li>○地区自治会連合会の要望活動のとりまとめと支援</li> <li>○地域協議会の適正な運営支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○川西まちづくり委員会の活動について、事業実施に向けた運営委員会2回、4部会の延べ11回の会議の開催支援をしました。</li> <li>○わがまち魅力アップ応援事業（継続3件）により、地域住民の主体的な取組みを支援し、地域おこし協力隊員により、地域の活動団体を支援するとともに、フェイスブックにより地域の魅力を発信しました。</li> <li>○地区自治会連合会では要望事項（35項目）の取りまとめなど運営を支援しました。</li> <li>○地域協議会を2回開催し、会議日程の調整、事前の会議内容の告知と資料送付など、円滑な運営を支援しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○川西まちづくり委員会の活動について、事業実施に向けた運営委員会4回、4部会の延べ19回の会議の開催支援をしました。</li> <li>○わがまち魅力アップ応援事業（継続3件）により、地域住民の主体的な取組みを支援し、地域おこし協力隊員により、地域の活動団体を支援するとともに、フェイスブックにより地域の魅力を発信しました。</li> <li>○地区自治会連合会では要望事項（35項目）の取りまとめなど運営を支援しました。</li> <li>○地域協議会を5回開催し、会議日程の調整、事前の会議内容の告知と資料送付など、円滑な運営を支援しました。</li> </ul>		
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題			

重点目標	人権を尊重し男女が等しく参画する地域社会形成への意識の醸成		部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	6位
総合計画における 位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第2章 すべての人の人権が尊重されるまちづくり 第1節 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現 第2節 女性と男性が互いに尊重しあい、個性と能力を十分発揮できる社会の実現		まち・ひと・しごと創生総合 戦略における位置付け		戦略  施策体系	
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け			上田再構築プラン「7 つの挑戦」における位 置付け			
現況・ 課題	上田市の人権施策の基本的な事項を定めた「上田市人権尊重のまちづくり条例」及び「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に沿って、あらゆる人権問題の解決に向け、人権意識の高揚を図るなど人権施策を総合的に進めていく必要があります。特に児童虐待、いじめ、DV、様々なハラスメントのほか、インターネット上での人権侵害やLGBT当事者への差別や偏見等、新たに発生する人権問題への対応などが求められています。男女共同参画の推進では、施策の基本的な事項を定めた「上田市男女共同参画推進条例」に沿って策定された「第3次上田市男女共同参画計画（H29～H33）」に基づき、市民一人ひとりが性別に関わりなく、心豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して取り組む必要があります。世界の恒久平和は、国民共通の願いです。戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会を次世代に引き継いでいくことは私たちの責務であります。					
目的・ 効果	人権尊重の都市宣言をもつ上田市にとって、市民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現することは最も必要なことであります。そのためにも「上田市人権施策基本方針（第一次改訂）」に基づき、各種施策を進める必要があります。「人権尊重」の意識が市民にとってより身近なものとなるよう啓発、相談及び支援体制を整え、差別のない明るいまちづくりを目指します。本年度は「第3次上田市男女共同参画計画」（平成29年度から33年度）の4年目となります。計画しているさまざまな分野での取組により、女性と男性が互いに人権を尊重し合い、それぞれの能力を発揮できる社会の実現を目指します。また来年度の「第4次上田市男女共同参画計画」策定のための基礎資料として、広く様々の方面からご意見を伺うべく市民の方への意識調査を実施します。市では「争いのない世界を願う 非核平和都市」宣言を行っており、平和に関する取組を推進することにより、恒久平和の実現を目指します。					
取組項目及び方法・手段（何をどのように）		期間・期限 (いつ・いつまでに)	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）		期末報告（目標に対する達成状況・達成度）
①	○人権等に関する相談・支援体制の整備・充実 (1)人権擁護委員による人権相談 上田・丸子・真田・武石各地域での特設相談 法務局での常設相談（法務局連携） 子ども心配ごと相談、女性の悩みごと相談 (2)同和問題に関する相談 隣保館や市民団体による人権相談	(1) 通年  (2) 通年	(1)・特設相談：上田・丸子 各月1 回、真田 年2回、武石 年4回 ・常設相談：毎週月・水・金曜日  (2)・隣保館での相談窓口開設 ・市民団体と連携した相談体制	(1) 人権擁護委員による人権相談 人権悩みごと相談を毎週月・水・金曜日（法務局）で実施 しました。なお、コロナ禍により、6月から9月は電話相 談とし、各地域及び人権擁護委員の日の特設相談、女性 の悩みごと相談は中止、子ども心配ごと相談は電話相談 としました。 (2) 同和問題に関する相談 解放会館（3館）、解放センター及び部落解放同盟上田市 協議会において実施しました。		(1) 人権擁護委員による人権悩みごと相談 毎週月・水・金曜日（法務局、6月から9月は電話相談）、 上田（7回）、丸子地区（6回）、真田地区（1回）、武石地 区（2回）で実施したほか、女性の悩みごと相談（1回）、 人権週間特設相談（1回）を実施しました。なお、人権 擁護委員の日の特設相談、子ども心配ごと相談はコロ ナ禍の影響により中止しました。 (2) 同和問題に関する相談 部落解放同盟上田市協議会において実施し、あらゆる 差別に対する相談は21件でした。 (追加) コロナ禍における差別撲滅と支え合いの啓発 ①市長メッセージ「STOP!!コロナ差別!」のポスターを 店舗や駅等に掲示し、啓発しました。 ②「感染者や医療従事者に対する支え合い」としての シンボルである「シトラスリボン」を、男女共同参画 係と共に広めました。 ③「コロナ禍を、みんなで共に乗り越えよう!」共同宣 言を市が中心となり、市内21の団体で行いました。
②	○男女共同参画啓発事業の推進 (1)市民との協働による男女共同参画意識の啓発 及び出前講座の実施 (2)市民フェスティバルの開催 (3)各地域の女性団体合同事業・研修会への参加 (4)講演会、講座の開催 (5)男女共同参画推進業者表彰の実施 (6)第4次男女共同参画計画策定のための市民意識 調査の実施	(1) 通年 (2) 市民フェスティバル 7月 (3) 通年 (4) 通年 (5) 3月 (6) 10月、3月	(1)出前講座や男女共同参画コミュ ニケーター等による啓発推進 (2)市民フェスティバル開催 (3)女性団体の研修会等 1回以上 (4)主催講演会・講座 各2回以上 (5)事業者表彰 2団体以上 (6)市民意識調査の実施、報告書の 作成	(1) 男女共同参画週間に合わせて、ポスター等の掲示をし、 啓発をしました。 (2) (3) (4) 市民フェスティバル（事業者表彰発表・講演 会）、上小東御地域女性団体連絡協議会通常総 会、女性団体研修、講演会、講座等はコロナ禍 により中止となりました。 (5) 広報うえだ9月16日号にて男女共同参画の推進を積極的 に行っている事業者（個人・自治会・法人等）を募集す る記事を掲載しました。 (6) 市民意識調査の内容を検討しました。		(1) 男女共同参画週間に合わせて、ポスター等を掲示し啓 発をしました。 (2) (3) 市民フェスティバル（事業者表彰発表・講演会）、 上小東御地域女性団体連絡協議会通常総会、女性団体 研修はコロナ禍により中止となりました。 (4) ハローワーク・県と共催で「ママのいきいき仕事塾」 また長野県長寿社会開発健康センター・上田市社会福 祉協議会と共催でタウンミーティングを行いました。 (5) 男女共同参画推進事業者表彰（日置電機（株）、特定 医療法人丸山会丸子中央病院）を3月に実施しました。 (6) 市民意識調査、大学生への意識調査、企業への聞き取 りを行いました。また子どもに対するアンケートを実施 するため内容等を検討しました。
③	○平和啓発事業の実施、推進 (1)新規会場を含めた原爆パネル展の実施 (2)他部署等と連携した平和祈念事業の実施	(1) 通年  (2) 通年	(1)新規会場を開拓することによ り、例年とは異なる会場におい ても原爆パネル展を実施してい きます。 (2)更なる啓発の広がりをもた せるため、他部署等と連携して 平和祈念事業を実施します。	(1) 原爆パネルの展示（中央、西部、城南、上野が丘、 塩田、川西の6公民館と丸子・真田地域自治センター、 武石温泉うつくしの湯）を例年どおり行いました。な お、新規会場の開拓は、コロナ禍のため見送りました。 (2) 原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうの周知、また、 「平和大行進」（8月6日実施）と「反核平和の火リ レー」（9月3日実施）への支援を行いました。		(1) 原爆パネルの展示（中央、西部、城南、上野が丘、 塩田、川西の6公民館と丸子・真田地域自治センター、 武石温泉うつくしの湯）を行いました。 (2) 原爆死没者の慰霊・平和祈念の黙とうの周知、また、 「平和大行進」（8月6日実施）と「反核平和の火リ レー」（9月3日実施）への支援を行いました。

④	<p>○市民プラザ・ゆう事業の推進</p> <p>(1) 主催講座として資格取得支援講座などの開催</p> <p>(2) “女性相談員によるなんでも相談” 開催 毎週火曜・木曜日等に実施</p>	<p>(1) 通年</p> <p>(2) 通年</p>	<p>資格取得支援などの講座を開催し、女性労働者の教養及び能力の向上と福祉の増進を図ります。</p> <p>女性相談員による相談事業を週2回、弁護士相談を偶数月1回、奇数月2回行い問題解決の一助とします。</p> <p>市民プラザ・ゆう主催講座13講座</p>	<p>(1) 9月に「3級フィナンシャル・プランニング技能士資格取得支援講座（全10回）」の第1回目と「アウトドアから学ぶ！子どもの命を守る防災講座」を実施し、防災講座はZoomによる開催で50名の参加者がありました。</p> <p>(2) 女性相談員によるなんでも相談を毎週火曜日、木曜日に、女性弁護士による法律相談を奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に実施しました。</p>	<p>(1) 連続講座である「3級フィナンシャル・プランニング技能士資格取得支援講座（全10回）」を実施しました。コロナ禍によりオンラインでの講座として、「アウトドアから学ぶ！子どもの命を守る防災講座」、「親から子へ。おうちでできる性教育講座」、「性の健康教育研修会」を開催しました。</p> <p>また、相談員のためのトラウマケア研修会を対面で実施しました。なお、防災講座と性教育講座は人権同和対策係と共に実施しました。</p> <p>(2) 女性相談員によるなんでも相談を毎週火・木曜日に実施しました。また、女性弁護士による法律相談を奇数月は第2・第4木曜日、偶数月は第4木曜日に実施しました。相談件数はなんでも相談が160件、弁護士相談が60件でした。</p>
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点			○取組による効果・残された課題	

令和2年度 重点目標管理シート

重点目標	マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付による利便性の向上			部局名	市民まちづくり推進部 上田地域自治センター	優先順位	7位
総合計画における位置付け	第1編 市民が主役のまちづくり 第3章 地方分権にふさわしい行財政経営 第1節 行財政改革の推進と住民サービスの充実			まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置付け	戦略 施策体系		
第三次上田市行財政改革大綱・アクションプログラムにおける位置付け	(1)住みたい住みたいと思うまちづくりへの改革 エ 業務の効率化・窓口サービスの利便向上			上田再構築プラン「7つの挑戦」における位置付け			
現況・課題	上田市のマイナンバーカード交付枚数は、総務省発表：令和2年3月1日現在で20,574枚で交付率は13.0%です。（参考交付率 国：15.5%、長野県：12.6%、県19市中9位、県下市町村中22位）マイナンバーカードは国民の利便性の向上、行政の効率化を目的として、平成27年10月5日から制度発足し市民に取得を促していますが、取得状況が爆発的に増加する状況ではありません。このため、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票の写しや印鑑登録証明書の交付数も順調に増加はしていますが、依然として窓口交付数が全体の証明書発行数の9割を占めています。						
目的・効果	マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの証明書交付は、市民の方が市役所閉庁日や交付可能時間が窓口と比較して長時間の取得が可能である等、利便性も高く、市民課窓口の混雑や交付処理時間の削減に有用です。交付実績は、平成28年度のコンビニエンスストアでの証明書比率：住民票0.8%、印鑑登録証明書：1.4%、合計1.1%、平成29年度は住民票2.6%、印鑑登録証明書：4.8%、合計3.5%、平成30年度住民票3.6%、印鑑登録証明書：6.0%、合計4.5%、令和元年度（2月末現在）住民票：4.3%、印鑑登録証明書：7.4%、合計5.6%です。※コンビニエンスストア事業者への委託手数料について、令和元年10月から6円減額されている。						
	取組項目及び方法・手段（何をどのように）	期間・期限（いつ・いつまでに）	数値目標（どの水準まで）	中間報告（目標に対する進捗状況・進捗度）	期末報告（目標に対する達成状況・達成度）		
①	○マイナンバーカード交付率とコンビニエンスストアでの証明書比率の向上を図る。 (1)毎月1回の予約制休日交付を実施し、交付率向上を図る。	年度末まで	・交付率 15.5% （R2.3.1 現在の全国平均） ・コンビニエンスストアでの証明書比率 6.5% (1) 毎月1回の日曜日の午前、市民課において申請・交付（予約制）	○ 毎月最終日曜日に予約制休日交付を実施しました。9月からは休日交付を毎月2回（第2土曜日、最終日曜日）に増やすとともに、電子証明書の更新や暗証番号変更の手続きも可能としました（いずれも予約制）。 (10月1日現在) 交付枚数率 16.6% コンビニエンスストアでの証明書比率 7.4%	○毎月2回の予約制休日交付を実施し、1月から開設時間を半日から終日に延長しました。3月からは予約をWebで受付可能（上田地域）にするとともに、平日のカード交付臨時窓口を南庁舎1階に4窓口開設しました。 【令和3年4月1日現在】 交付枚数率 22.6%（参考；国28.3%、県23.0%） コンビニエンスストアでの証明書比率 8.6% （住民票 7.5%、印鑑登録済証明書 10.2%）		
②	○マイナンバーカード取得促進のため、大型商業施設等における「マイナンバーカード取得推進キャンペーン」を実施し、申請機会の拡充を図る。 上田地域のみならず、市内企業等についても出張窓口の実施を検討する。	年度末まで	各会場にて休日に実施 6月：イオン上田 11月：未定 2月：未定	○ 大型商業施設や市内企業等において出張窓口の開設を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の観点から、実施を見送りました。今後、状況を見ながら、豊殿・塩田・川西地域自治センターにおいて、出張申請受付を実施してまいります。	○出張窓口を実施しました。（税務署・税務課と共同開催） 【合計72名申請】 ・11月13日（金）イオン上田店 17名申請 ・12月10日（木）イオン上田店 24名申請 ・12月11日（金）イオン上田店 31名申請		
③	○官公庁や企業への出張受付の実施	年度末まで	合同庁舎等3か所	○ 官公庁や市内企業等において出張受付を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止の観点から、実施を見送りました。	○ 1日申請出張窓口を実施しました。（豊殿・塩田・川西地域自治センター）【合計148名申請】 ・令和3年1月28日（木）豊殿地域自治センター 51名申請 ・同年2月4日（木）川西地域自治センター 46名申請 ・同年2月10日（水）塩田地域自治センター 51名申請		
④							
特記事項	○市民参加・協働の推進、市民満足度の向上を考慮した点 現在マイナンバーカード申請・交付事務を実施していない豊殿・塩田・川西地域自治センターで出張申請受付を実施し市民の利便性を図りました。居住地域の最寄りの地域自治センターで申請ができ、その際には本人確認を済ませ、交付時に来庁することなく、本人限定受取郵便でカードを受領することを可能としたことから市民の負担軽減を図りました。また、3月からカードの受取りをWeb等で事前予約ができる交付予約システムを導入するとともに、南庁舎1階に臨時窓口を開設し、窓口混雑の分散化と平準化を図りました。			○取組による効果・残された課題 目標交付率等は達成することができましたが、コロナ禍の中にあって、官公庁や企業からの出張受付の申出もなく、実施も手控えている状態です。今後はいかに集客するか方法を変える等更なる工夫が必要です。また、現在、上田市は住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付を実施していますが、戸籍謄抄本や附票の交付については実施しておらず、今後実施に向けて検討する必要があります。			